申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	健康被害の救済措置
	去令及び条項	予防接種法第15条第1項 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。
所 管	部課係名	いきいき健康部保健センター健康計画係
審	関係条項	予防接種法第16条、第17条 予防接種法施行令第8条
		未設定(予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害にかかる給付については、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合に、市町村長が健康被害に対する給付を行うもので、給付の範囲、額等は、法令で定められているため)
査	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	未設定(当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大 臣が認定した場合に救済措置を行う。)
理期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)